

意見書

令和2年2月28日開催の当委員会における意見は、下記のとおりである。

記

議案第1号「令和2年度事業計画」及び議案第2号「令和2年度予算」については、異論はない。

なお、今後の業務運営に際しては、以下の点について留意していただきたい。

- 1 長期・低利の資金を安定的に供給するという使命のもと、国民の生活に直結する社会インフラの整備・更新や、地方単独事業のうち政策的に対応する必要がある事業である緊急防災・減災事業や公共施設等適正管理推進事業、緊急自然災害防止対策事業等、住民生活に密着した公営企業等、更には地域活性化の観点等地方の視点から重要な政策分野である過疎対策事業等、地方の課題に対応した様々な事業に対する必要な資金の貸付を的確に行うこと。
- 2 日米欧の金融政策や、米中の貿易摩擦、地政学リスクの高まりなどによる市場環境の変化を踏まえつつ、国内外の債券市場における確固たる信認を強化するとともに、様々な年限での債券発行やESG投資の動向を踏まえた調達等、多様な手法を研究・活用し、今後、資金調達額が増加していく局面の中でも、低コストで安定的な資金調達を機動的に行うよう努めること。また、グリーンボンドに関して、地方公共団体のSDGsに関連する施策について、地方公共団体と連携しながら適切に情報発信し、その取組を促進すること。
- 3 地方支援業務については、地方公共団体を取り巻く厳しい環境や政策ニーズを的確に把握し、地方公会計制度の活用や、地方公営企業の経営戦略策定・企業会計適用拡大に向けた支援、地方財政や地方公営企業をテーマとしたセミナーの開催等を行うとともに、先進事例検索システムや地方公共団体の財政分析支援等の充実を図るほか、各種関係機関とそれぞれの強みを活かした連携を図りつつ、内外の先進事例や政策手段に関して幅広い視点からの調査・研究を実施し、その成果を活かして財政運営の健全性の確保への支援を充実・強化すること。
- 4 公庫債権金利変動準備金の国庫帰属に当たっては、国庫帰属後も金利変動リスクへの備えとしては十分な準備金を保有しており機構の経営に何ら影響を及ぼすものではないこと、また、災害防止・国土保全機能強化等の観点から地方公共団体の森林整備などを一層促進するために活用されるものであることを、地方公共団体及び市場関係者に十分理解されるよう、引き続き、適時・適切に説明を行うよう努めること。

令和2年2月28日

地方公共団体金融機構経営審議委員会
委員長 三谷 隆博

地方公共団体金融機構
理事長 瀧野 欣彌 殿